

令和 7 年度
第 2 回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和 7 年 5 月 2 7 日（火）

ところ：一宮市役所本庁舎 1 4 0 1 会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第2回総会 議事録

令和7年5月27日（火）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2

第1号議案 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について

日程第3

第2号議案 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図の変更素案
決定について

日程第4 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案の決定について

日程第5 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 現況証明報告について

<出席委員>

（農業委員：17名）

1 番 酒井 敏夫	2 番 岩田 良彦
3 番 奥 智子	4 番 熊澤 宣明
5 番 （欠席）	6 番 林 泰江
7 番 近藤 篤誼	8 番 佐野 正実
9 番 （欠席）	10 番 酒井 正明
11 番 小島 かな子	12 番 内藤 秀基
13 番 青山 真由美	14 番 佐々 均
15 番 浅野 富士男	16 番 星野 幸代
17 番 成瀬 宏満	18 番 杉本 ひろ子
19 番 江寄 正雄	

(農地利用最適化推進委員：14名)

1 番 木村 光男	2 番 伊藤 末雄
3 番 伊藤 則夫	4 番 後藤 一敏
5 番 重松 健三	6 番 (欠席)
7 番 木全 博	8 番 浅井 孝義
9 番 安田 正雄	10 番 (欠席)
11 番 (欠席)	12 番 後藤 充治
13 番 梶田 政弘	14 番 森 義光
15 番 市川 隆久	16 番 大宮 憲治
17 番 川井 達朗	

<欠席委員>

(農業委員：2名)

5 番 坂井 利弘	9 番 岩田 健司
-----------	-----------

(農地利用最適化推進委員：3名)

6 番 柴山 守男	10 番 立山 克生
11 番 青山 豊	

<事務局>

事務局長	古田 雅巳
課長補佐	坂野 誠

専任課長	角田 篤彦
	加藤 勝明

開 会 (午後2時00分)

【古田事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和7年度第2回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長より、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【古田事務局長】

ありがとうございました。この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後2時05分）

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第2回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中17名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。1番 酒井敏夫委員さん、2番 岩田良彦委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「第1号議案 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

お手元にお配りしました資料、右上に「別紙様式5」と書いてあるA4サイズ縦の冊子をご覧ください。第1号議案「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況等の公表」について、ご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

「Ⅰ農業委員会の状況」につきましては、令和6年4月1日現在の状況で記載しています。

2ページをお願いします。「Ⅱ最適化活動の実施状況」の「1最適化活動の成果目標(1)農地の集積」につきましては、①現状及び課題にありますとおり、管内の農地面積2,730ha、これまでの集積面積95.5ha、集積率は3.5%です。②目標では令和6年度の新規集積面積40haに対し、③令和6年度末の集積面積の実

績は2.2haでした。

次に「(2) 遊休農地の発生防止・解消」につきましては、直近の利用状況調査により判明した遊休農地は、①現状及び課題にありますとおり、15.2haでした。うち、緑区分の遊休農地は同じく15.2haです。黄区分の遊休農地はありません。なお、この緑区分とは、草刈等により耕作可能となる遊休農地のことで、黄区分とは、基盤整備等の条件整備により再生可能となる遊休農地のことです。

3 ページ目、③実績の令和6年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積は1.3haでした。

次に「(3) 新規参入の促進」につきましては、ページをめくりまして、③実績として2経営体を確保することができました。

次に「2 最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」につきましては、1人当たりの活動日数として月7日と設定しています。

次に「(2)活動強化月間の設定」につきましては、年3回(6月、1月、2月)農地パトロール活動の強化、農地所有者等の意向把握活動の強化となっております。

5 ページの「(3)新規参入相談会への参加」につきましては、一宮市・稲沢市・愛知西農業協同組合が共同で開催する、はつらつ農業塾の担い手育成コース説明会へ出席し、新規就農者に対し相談活動を行いました。この説明会は、令和6年5月に開催され、熊澤会長さんにご参加いただきました。

次に「推進委員等の点検・評価結果」については、国の審査基準に合わせた結果でございます。

ページをめくりまして、「Ⅲ事務の実施状況」の「1 総会、部会の開催実績」については、令和6年度は総会が年12回の開催がありました。

「2 農地法第3条に基づく許可事務」では、1年間の処理件数は、84件でした。

「3 農地転用に関する事務」では、1年間の処理件数は、267件でした。

「4 違反転用への対応」につきましては、令和7年3月現在で、0.3haで、国に報告している数値となります。主に浅井町、西成地区に相当以前からある産廃の山になっている案件です。解決に向けた動きは特になく、現地確認、現状把握をするにとどまっております。違反転用解消のために実施した活動内容につきましては、農業委員・推進委員による日常的な農地パトロール等を実施し、早期発見に努めました。

令和6年度の実施状況の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明がありました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、第1号議案「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況等の公表について」は、原案どおり可決・決定することといたします。

続きまして、日程第3「第2号議案 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図の変更素案決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

事前に郵送いたしました、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図の変更素案決定について」をご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画について、同法第20条第2項の規定に基づき作成する地域計画の目標地図について、変更素案の決定をお願いするものです。

一宮市の地域計画は、「旧一宮市地域」「旧尾西市地域」「旧木曽川町地域」の3地域で策定され、令和7年3月10日に公告されました。その後、令和7年3月27日の農業委員会総会で目標地図の変更素案を決定し、それをもとに、一宮市の地域計画は令和7年4月30日に更新されています。

目標地図変更につきましては、昨年度の勉強会でご説明させていただきましたとおり、年4回（5月・8月・11月・2月）目標地図の追加又は削除を行い、最新の状況に変更するものです。1枚おめくりください。

目標地図から削除する筆一覧です。12筆、7,425㎡となります。なお、目標地図に新たに位置づけする筆はありません。以降は、この「目標地図から削除する筆」を反映した、「地域計画目標地図変更素案（案）」となります。変更後の目標地図素案では、位置づけをした筆数は 1,124筆、面積は

695,989㎡となります。本日、この変更素案を決定していただきましたら、一宮市長に提出します。市では、この変更素案をもとに地域計画を変更し、再度、農業委員会の意見を聴取することとなりますが、その変更内容が農業委員会が策定した目標地図の変更素案と同一の場合には、会長専決にて回答させていただきます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、日程第3「第2号議案 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図の変更素案決定について」は、原案どおり可決・決定することといたします。

続きまして、日程第4「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転12件です。詳細は、2ページから4ページとなります。

2ページの5番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。つづきまして、6番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。7番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。8番、9番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。3ペ

ージの 10 番、11 番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。12 番につきましては、持分 2 分の 1 を移転し、共同で耕作をされるものです。13 番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。14 番から 4 ページの 16 番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法第 3 条許可 12 件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。

宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第 1 号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の 5 ページをご覧ください。

議案第 2 号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第 5 条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転 12 件、所有権移転及び使用貸借権設定 1 件、使用貸借権設定 1 件、賃借権設定 1 件です。

詳細は、6 ページから 9 ページとなります。6 ページの 34 番から 7 ページの 39 番につきましては分家住宅、41 番から 8 ページの 45 番につきましては自己用住宅、46 番につきましては住宅型有料老人ホームを建築するもので

す。

以上、12件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。

つづきまして、47番につきましては駐車場、48番につきましては駐車場兼資材置場、9ページの49番につきましては、資材置場として利用されるものです。

立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。49番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法第5条許可15件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の10ページをご覧ください。

議案第3号について、ご説明申し上げます。本案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定についてです。今月の申請は、1件です。詳細は、11ページをご覧ください。

2番につきましては、被相続人が自ら耕作していた農地につきまして、相続人もまた、自ら耕作を続けるとのことで申請がなされています。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1 件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第 3 号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の 1 2 ページをご覧ください。

議案第 4 号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積等促進計画案の決定についてです。

詳細は、1 3 ページをご覧ください。

1 番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して農地の貸借を行っているもののうち、借り手である耕作者を変更するものです。なお、地区担当委員（農業委員及び農地利利用最適化推進委員）でご協議をいただき、ご了承をいただいております。

以上、農用地利用集積等促進計画案 1 件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第４号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第５「報告事項」を議題とします。

- ・報告第１号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第３号「現況証明報告について」

を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第１号から報告第３号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、１ページをご覧ください。

報告第１号は、農地法第４条第１項第７号の規定による届出です。今月の報告は、２ページから３ページの８件です。４ページをご覧ください。報告第２号は、農地法第５条第１項第６号の規定による届出です。今月の報告は、５ページから９ページの所有権移転２０件、使用貸借権設定３件、賃借権設定１件です。つづきまして、１０ページをご覧ください。報告第３号は、現況証明報告です。今月の報告は、１１ページの４件です。

以上、報告第１号から報告第３号まで一括してご報告申し上げました。よろしく願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第１号から報告第３号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第3号までご承認いただいたものといいたします。

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、第2回総会を閉会いたします。

本日、皆様に配布しております、議案書2冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございます。ありがとうございました。

(午後2時25分)

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

署名者 酒井 敏夫

署名者 岩田 良彦